

陳 情 番 号	陳情第8号
件 名	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
受付年月日	令和8年4月13日
回付委員会	厚生委員会
<p>（ 陳 情 要 旨 ）</p> <p>「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国161の市区町村、5,620万回接種後死亡観測データ（令和8年3月1日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は729人となっている。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後の新型コロナワクチン接種から約三、四か月後に死亡者数のピークがあり、接種後半年以上の期間で死亡者数が上昇していることが分かる。これらの死因は特定されていないが、看過できるものではない。</p> <p>新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定件数（令和8年3月26日時点）は、累計進達受理件数15,065件、累計認定件数9,461件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定件数1,069件となっている。しかし、冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確である。</p> <p>新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNAワクチン（以下「mRNAワクチン」という。）は、標的細胞が特定されないまま特例承認として接種が開始された。筋肉注射された薬液は全身を巡るため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受ける。当初、このスパイクタンパク質はすぐに分解されると説明されていたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されている。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えられる。厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号・医薬発第0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えられる。</p> <p>なお、福島県喜多方市議会（令和7年12月11日）、青森県下北郡大間町議会（令和8年3月17日）、徳島県小松島市議会（令和8年3月19日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める意見書も原案どおり可決された。この前例を踏まえ、貴議会におかれても同様の御判断を賜るようお願いする。</p> <p>岐阜市議会には、住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただくことを強く求め、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。</p> <p style="text-align: right;">（意見書案文掲載略）</p>	
結 果	令和8年6月25日 内容を了知する。